

公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金交付要綱

(平成17年3月24日 区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「公社」という。）の事業の円滑な運営を目的として、公社に交付する補助金に関し必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、公社の定款第4条に定める事業とする。

(補助金の金額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費のうち、次の各号に掲げる経費の全部又は一部とし、毎年度予算の定める額を限度とする。

- (1) 公益目的事業に係る経費
- (2) 公社の管理運営に係る経費

(補助金の交付申請)

第4条 公社が、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に、事業計画書、収支予算書及び定款を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否について決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により、公社に通知するものとする。

(事業計画、収支予算の変更)

第6条 公社は、交付決定通知書を受領した後、収支予算又は事業計画を変更するときは、事業計画等変更申請書（別記第3号様式）を、区長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を変更交付することが適当と認めたときは補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、公社に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、公社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、既に補助金が交付され、額の決定があった後においても適用するものとする。

(補助金の請求)

第9条 公社は、第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、区長に補助金の請求をする。

(補助金の支払方法)

第10条 区長は、前条の請求により補助金を支払う。

(補助金の実績報告)

第11条 公社は、補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、遅滞なく実績報告書(別記第5号様式)に定款で定める決算書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書(別記第6号様式)により公社に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、公社に対し、補助対象事業の進捗状況についての報告又は関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第14条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年板橋区規則第3号)によるほか主管部長が定めるものとする。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

公益財団法人板橋区産業振興公社

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金交付申請書

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金として、下記金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 添付書類
 - （1）補助金交付申請理由書
 - （2） 年度 事業計画書
 - （3） 年度 収支予算書
 - （4）役員名簿
 - （5）組織図及び事務分掌
 - （6）寄附行為
- 3 請求方法

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人板橋区産業振興公社

板橋区長

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金は下記により交付します。

記

1 交付金額

2 交付条件

- (1) 交付申請書記載の目的及び事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業について報告又は書類帳簿の提出を求めたときは、これに応じること。
- (3) 事業計画及び収支予算を変更したときは、遅滞なく書面をもって届け出ること。
- (4) 会計年度終了後速やかに事業報告及び収支決算書を提出すること。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。
 - イ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）を遵守する。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

公益財団法人板橋区産業振興公社

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金事業計画等変更申請書

年 月 日付けで交付決定された 年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金に係る事業計画等を下記の理由により変更したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 変更する事項
 - （1）事業計画
 - （2）収支予算

- 2 補助金額
 - （1）変更前
 - （2）変更後

- 3 変更理由

- 4 添付書類
 - （1） 年度 事業計画書（変更後）
 - （2） 年度 収支予算書（変更後）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人板橋区産業振興公社

板橋区長

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金は下記により変更交付します。

記

1 変更交付金額

2 交付条件

- (1) 申請書記載の目的及び事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業について報告又は書類帳簿の提出を求めたときは、これに応じること。
- (3) 会計年度終了後速やかに事業報告及び収支決算書を提出すること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。
 - イ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）を遵守する。

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

公益財団法人板橋区産業振興公社

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社事業完了による実績報告書

公益財団法人板橋区産業振興公社の補助事業が完了いたしましたので、下記により報告いたします。

記

- 1 事業の期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 2 補助金交付決定額
- 3 事業報告書
- 4 収支決算報告書

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人板橋区産業振興公社

板橋区長

年度 公益財団法人板橋区産業振興公社補助金確定通知書

年 月 日付けで提出された補助事業実績報告書等を審査した結果、補助金の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記の補助金の額を確定する。

記

1 事業の期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 確定金額

（ 年度補助金）

- ・ 交付決定額
- ・ 既交付額
- ・ 超過交付額
- ・ 確定額